

令和元年8月8日

那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格要領の改正について

那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格要領について、下記のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

記

1 那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領 新旧対照表

改正案	現行
(最低制限価格の設定) 第3条 (略) 2 (1) (略) (2) ア～ウ (略) エ 地質調査業務(磁気探査業務を含む) ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 附則 <u>この要領は、令和元年8月8日から施行し、令和元年9月1日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。</u>	(最低制限価格の設定) 第3条 (略) 2 (1) (略) (2) ア～ウ (略) エ 地質調査業務(磁気探査業務を含む) ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 施行時期(実施時期)

令和元年8月8日から施行し、令和元年9月1日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。